

栃木県における手足口病の発生動向について

栃木県保健福祉部
令和元（2019）年7月11日

●県内における定点当たり報告数

集計期間	令和元（2019）年									
	第18週 4/29-5/5	第19週 5/6-12	第20週 5/13-19	第21週 5/20-26	第22週 5/27-6/2	第23週 6/3-9	第24週 6/10-16	第25週 6/17-23	第26週 6/24-30	第27週 7/1-7
	[10週前]	[9週前]	[8週前]	[7週前]	[6週前]	[5週前]	[4週前]	[3週前]	[2週前]	[前週分]
県内報告数	10	18	23	25	26	34	60	71	131	280
定点当たり	0.21	0.38	0.48	0.52	0.54	0.71	1.25	1.48	2.73	<u>5.83</u>

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点（48医療機関）からの1週間当たりの患者報告数（人）を意味し、「定点当たり」は、1週間に一定点医療機関からどのくらいの報告数（平均：人）があったかを表す数値です。

●第27週分の保健所管轄別内訳

保健所	宇都宮市	県西	県東	県南	県北	安足	合計
報告数	79	24	3	105	25	44	280
定点当たり	<u>7.18</u>	4.80	0.75	<u>9.55</u>	2.50	<u>6.29</u>	<u>5.83</u>

●保健所管轄別報告数の推移

期間等	第23週		第24週		第25週		第26週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
宇都宮市	22	2.00	26	2.36	24	2.18	34	3.09
県西	6	1.20	14	2.80	15	3.00	24	4.80
県東	0	0.00	0	0.00	1	0.25	1	0.25
県南	2	0.18	11	1.00	12	1.09	45	4.09
県北	2	0.20	8	0.80	16	1.60	23	2.30
安足	2	0.29	1	0.14	3	0.43	4	0.57

※手足口病の警報レベルについて

手足口病の警報レベルは、県内各保健所定点当たり5人以上で該当し、終息基準値2人を下回るまで継続します。なお、注意報レベルの基準値は設定されていません。

下線 ~~~~~ : 警報レベルを超えた定点当たり報告数 [定点当たり 5以上]
(終息基準値2を下回るまで継続される)

(国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる)

各保健所管内定点数及び担当区域（令和元（2019）年度）	
宇都宮市保健所	11 : 宇都宮市
県西健康福祉センター	5 : 鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	4 : 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	11 : 小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町
県北健康福祉センター	10 : 大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、那須烏山市、那珂川町
安足健康福祉センター	7 : 足利市、佐野市
[合計	48]